

○総務省令第七十号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年七月三十日

総務大臣 高市 早苗

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(情報活用支援室、情報流通高度化推進室及びデジタル企業行動室並びに新事業支援推進官)</p> <p>第四十五条 情報流通振興課に、情報活用支援室、情報流通高度化推進室及びデジタル企業行動室並びに新事業支援推進官一人を置く。</p> <p>〔255 略〕</p> <p>6 デジタル企業行動室は、情報流通振興課の所掌事務(総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)第七十八条第八号に規定する事務に限る。)のうち、民間における情報の電磁的流通の規律及び振興に係るものに関する事務をつかさどる。</p> <p>7 デジタル企業行動室に、室長を置く。</p> <p>8 〔略〕</p>	<p>(情報活用支援室及び情報流通高度化推進室並びに企画官及び新事業支援推進官)</p> <p>第四十五条 情報流通振興課に、情報活用支援室及び情報流通高度化推進室並びに企画官及び新事業支援推進官それぞれ一人を置く。</p> <p>〔255 同上〕</p> <p>6 企画官は、命を受けて、情報流通振興課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。</p> <p>7 〔新設〕</p> <p>〔同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び規定の二重線に付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、令和二年八月一日から施行する。